

物件売払契約書(案)

- 1 売払物件名 石灯笼(〇尺)(No.〇〇)
- 2 売払代金 金 円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円
- 3 引渡場所 現地(三重県鳥羽市内)
- 4 引渡期限 令和 5年 1月26日
- 5 契約保証金 金 円(又は免除)

売渡者「三重県」(以下「甲」という。)と、買受者「 」(以下「乙」という。)との間において、上記物件の売払いについて契約を締結し、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)及び次の条項によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 4年 月 日

(甲) 住 所 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一 見 勝 之 印

(乙) 住 所 (所在地)

氏 名 印

(名称及び代表者名)

(代金の納入)

第1条 乙は、甲の発行する納入通知書により、指定期限内に売払代金を納付するものとする。

2 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を売払代金に充当することができる。

(所有権移転)

第2条 売払物件の所有権は、乙が売払代金を納付し、刻銘の切削を行ったことを甲が確認をしたとき、甲より乙へ移るものとする。

2 乙は、石灯籠の刻銘の切削を行うときは、あらかじめ、甲にその旨を通知し、甲の立会いのもと、納入通知書の領収書を提示し、切削を行うものとする。

3 石灯籠の刻銘の切削にかかる費用は、乙が負担するものとする。

4 石灯籠の刻銘の切削を行う業者等の手配は、乙が行うものとする。

(物件の引取)

第3条 乙は、売払物件を引き取ろうとするときは、あらかじめ、甲にその旨を通知しなければならない。

2 石灯籠の引取にかかる運搬費及びその他の経費は、乙が負担するものとする。

3 石灯籠の運搬を行う業者等の手配は、乙が行うものとする。

4 乙は、売払物件の引取後は、いかなる理由があっても何等異議の申立はできない。

5 乙は、売払物件を引き取るときは、甲の立会いのもと、納入通知書の領収書を提示し、売払物件の受領書と引き替えに売払い物件を引き取るものとする。

(遅滞金)

第4条 乙の責めに帰すべき事由により、頭書の引渡期限内に当該物件の引取を完了しないときは、甲は、乙からの書面による申し出により、遅滞金を徴収することを条件に引渡期限の延長を承認することができる。

2 前項に規定する遅滞金は、延滞日数1日に付き頭書の売払代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定される、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額とする。

3 前項に規定する遅滞金及び第9条による違約金の納付は、甲が発行する納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。

(履行期限の延長等)

第5条 天災地変その他乙の責めに帰することができない事由により、期限内に契約上の義務を履行できないときは、甲は、乙の請求により相当期日の延長又は契約を解除することができる。

(履行期限の延長等の方法)

第6条 乙は、第4条第1項又は前条の規定による請求をするときは、その理由を明記した書類によらなければならない。

(不当介入に対する措置)

第7条 乙は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (3) 甲に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより引取に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

2 乙が、前項の第2号又は第3号の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が指定期限までに売払代金を納付しないとき。
- (2) 乙が引渡期限(引渡期限が延長された場合は延長後の期限)内に売払物件の引取を完了しないとき。
- (3) 乙が本契約に関する義務を履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- (4) 本契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
- (5) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- (6) この契約に関し暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(違約金)

第9条 甲が、前条の規定により契約を解除したときは、乙は、違約金として売払代金の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に納付しなければならない。なお、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(返還金等)

第10条 甲は、第8条により契約を解除したときは、乙が支払った売払代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

(損害賠償)

第 11 条 第 8 条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第 9 条の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(債権債務の相殺)

第 12 条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、返還する売払代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 13 条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(紛争の解決)

第 14 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(管轄裁判所)

第 15 条 この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。